

六 払込金額
七 最低額面金額
八 振替単位

九 発行日
十 集約価格
十一 利率
十二 経過利子の払込み

五 一万円
一 一兆九千三百二十億四千九百八十
億二千七百十萬円
ては、額面金額で八千三百十八
基は、発行する利付国債に
別会計法第五条第一項の規定に
四百六十萬円、国債整理基金特
は、額面金額で四百九十億千
づき発行する利付国債につ
ぎ発行する利付国債につ
き発行する利付国債につ
いて

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
す。平成十五年十二月二十二日
年額・金額百円につき百円十七銭
一 国債募集引受団は、払込金
額に加えて、次の算式により算
出した金額を第九号の規定
する。期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座に記載又は記録されるもの
についで、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へたし、当該国債を発行時
においたし、取得する者が非
者にあつた外国法人である場
合に

十三 初期利子

十四 第二期以後の利子

十五 償還金額

十六 償還金額

十七 元利支

十八 払集場所

十九 払込期日

は、前記(一)の算式により算出し、た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除する。平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

平成二十五年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

平成十五年十二月四日から平成十五年十二月六日まで

平成十五年十二月二十二日

平成十五年十二月二十二日